

國第二十六回  
參議院建設委員會會議錄第十九號

昭和三十二年三月二十九日(金曜日)午後二時十一分開会

委員の異動

三月二十九日委員小山邦太郎君當任につき、その補欠として田中茂穂君を議長において指名した。

理專

石井	忠恭君	岩沢	委員
田中	一君	田中	
中野	文門君	斎藤	昇君
武藤	常介君	稻浦	龍藏君
大河原	一次君	北勝太郎君	義一君
重盛	壽治君	北勝太郎君	
村上			

参考人の方に一言ございさつ申し上げたいと思います。本日は大へんおいで下さいましたところお差し繰り下さいまして、本委員会のために御出席を賜わりまましたことを心からお礼を申し上げたいと思います。すでに御承知のように、ただいま特定多目的ダム法案が上程されております。この法案の審議に当りまして、まず権威ある御両者の御高見を拝聴いたしまして、そうして委員会の審議の重要な参考にいたしたいと思うのであります。かように考えましたのでお願ひしたわけであります。急な御出席をお願いいたしまして、はなはだ勝手でございますが、どうぞ率直に忌憚のない御意見をお述べ下されば非常に幸甚と心得ております。

参考人の方に一言ございさつ申し上げたいと思います。本日は大へんおいで、本委員会のために御出席を賜わりましたことを心からお礼を申し上げたいと思います。すでに御承知のように、ただいま特定多目的ダム法案が上程されております。この法案の審議に当たりまして、まず権威ある御両者の御高見を拝聴いたしまして、そうして委員会の審議の重要な参考にいたしたいと思うのであります。かように考えましたのでお願ひいたわけであります。急な御出席をお願いいたしまして、はなはだ勝手でございますが、どうぞ直々に忌憚のない御意見をお述べ下されば非常に幸甚と心得ております。

つきましては、この際委員の各位にお詰りいたしたいと存りますが、本案は御承知の通りに過日建設大臣から提案理由だけの説明を聴取して

○理事(岩沢忠恭君)　ただいまから建設委員会を開会いたします。

委員の変更の件を御報告申し上げます。三月二十八日小山邦太郎君が辞任ました。いたしまして、補欠として田中茂穂君が指名され、また本日田中茂穂君が辞任され、補欠として小山邦太郎君が指名されました。

○理事(岩沢忠恭君)　それでは特定多目的ダム法案を議題に供します。

あるだけでござりますので、本日はまず本件の内容の説明を政府委員から略取して、あとで参考人の御意見を開きたいと思うのであります。そして考人の方々、あるいはまた政府の方に対しての質疑に入りたいと思います。以上御異議ないと認めてさよう取り計らいたいと思いますが、御異議ございませんか。

○理事(岩澤忠恭君) それではまず本河川局長から御説明願います。

○政府委員(山本三郎君) 先般大臣から提案理由の説明がありましたが特定多目的ダム法案の要点につきまして、手元に差し上げてあります。要綱によりまして御説明申し上げます。

第一として、この法律は、多目的ダムの建設及び管理に因し、河川法の特例を定めることとに、ダム使用権を創設し、もつて多目的ダムの効用を十分に發揮させることを目的とするものとしております。

定用途に供する者は、水利使用の許可によつて生ずる権利を有するほか、ダム使用権を有する者でなければならぬ旨を規定しております。

第四として、建設大臣は、多目的ダムを建設しようとするときにおきましては、建設しようとする多目的ダムに関する基本計画及びその費用の分担に関する事項等を定めまして、その建設に関する基準を作成することとしております。この場合において建設大臣は、関係行政機関の長に協議することとともに、関係の都道府県知事及びダム使用権の設定予定者の意見をきくものとしております。

次にダム使用権の設定予定者は、多目的ダムの工事に要する費用の一部を負担しなければならない旨を規定しております。

次にダム使用権は、建設大臣が流水を特定用途に供しようとする者の申請によりつて設定するものとしております。

次は、建設大臣は、ダム使用権の設定をするときは、設定の目的並びにダム使用権により貯留が確保される流水の最高及び最低の水位並びに量を明らかにして行わなければならぬものとしております。

次は、ダム使用権は物権とみなしまして、ダム使用権登録簿に登録するものといたしております。

次はダム使用権は、相続その他の一般承継、譲渡、処分及び強制執行、

第四として、建設大臣は、多目的ダムを建設しようとするときにおきましては、建設しようとする多目的ダムに関する基本計画を作成することとしております。この場合において建設大臣は、関係行政機関の長に協議することともに、関係の都道府県知事及びダム使用権の設定予定者の意見をきくものといたしております。

次にダム使用権の設定予定者は、多目的ダムの工事に要する費用の一部を負担しなければならない旨を規定しております。

次にダム使用権は、建設大臣が流水を特定用途に供しようとする者の申請によつて設定するものとしております。

次は、建設大臣は、ダム使用権の設定をするときは、設定の目的並びにダム使用権により貯留が確保される流水の最高及び最低の水位並びに量を明らかにして行わなければならないものとしております。

次は、ダム使用権は物権とみなしまして、ダム使用権登録簿に登録するものといたしております。

並びに一般の先取特権及び抵当権の目的となるほか、権利の目的となること  
ができない旨を規定しております。  
次は河川の附屬物として認定された  
多目的ダムで、二以上の都府県の区域  
にわたる河川にあるもの及び政令で定  
めるその他のものにつきましては、建  
設大臣が管理を行う旨を規定しております。  
次は建設大臣は、あらかじめ関係行  
政機関の長に協議いたしますとともに、  
ダム使用権者の意見をきいて多目的ダ  
ムの操作規則を定める旨を規定してお  
ります。  
次はダム使用権者は、多目的ダムの  
完成後の管理に要する費用の一部を負  
担しなければならない旨を規定いたし  
ております。  
次は、多目的ダムによりまして貯留  
される流水を特定の用途に供するため  
必要な水利使用の許可は、建設大臣が  
行うものとしております。これは從来  
におきましては、知事が直接の許可を  
しておきました。この場合におきまし  
て、建設大臣は、関係行政機関の長に  
協議いたしますとともに、関係都道府  
県知事の意見を聞くことと規定してお  
ります。  
次に、現在国と発電事業、水道事業  
または工業用水道事業を営む者が共  
同いたしまして設置いたし、または建  
設しておりますダムにつきましては、  
これらの事業を営む者の持分が国に帰  
属いたしましたときに多目的ダムとな  
るものとし、この法律を適用するとい

○特定多目的ダム法案（内閣提出、衆議院送付）

第十二部 建設委員会會議録第十九号 昭和三十二年三月二十九日 〔參議院〕

うことを規定いたしております。

次は前半の十三番目に申し上げました措置に伴いまして、河川法の一部を改正いたしまして、建設大臣が水利使用地に関する处分をいたし、または都道府県知事の处分につきまして認可をいたしますときには、関係行政機関の長に協議するものと規定いたしております。

次に、ダム使用権が設定された多目的ダムについては、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律を改正いたしました。国または都道府県は、市町村に対しまして、交付金を交付するものといたしております。

○理事(岩沢忠恭君) 説明申し上げました。  
から参考人の方の御意見を承わりたい  
と思います。参考人の発言時間ををおね  
そお一人二十分程度にお願いをいたし  
まして、質疑はお二人の公述が終ります  
したあと、お願いいたしたいと思いま  
す。まず最初に野間海造君からお願い  
いたしたいと思います。

○参考人(野間海造君) 私はここに書  
き出してありますように、弁護士を  
やっておりますが、かねて大学の教授  
もやっております。それからまた建設  
省の専門委員、経済企画庁の専門委員  
をやつております。

私、水の問題は非常に好きであります  
して、大正十二年に、木曾川の宮田用  
水と大同電力の水利権の問題を調べ  
て、当時電力のピーク調節の違法だと  
いうことを法律論として論証しまし  
て、そしてその賠償は民法の金銭賠償  
でなしに、物の施設で賠償するのだ、  
つまり現物賠償といいますか、賠償施

設といふか、そういうことを主張したのは、大正十二年の労作であります。つまり逆調整ダムといふものとの当時主張しました。初めての言葉で、あつたようですが、十数年後で、今度に逆調整のダムができまして、學問が芽をふくのにだいぶ時間がかかりましたけれども、そういうことから資本主義は三十数年、水の法律問題は非常に好きで、興味を持つて勉強しております。そして、お役所の方も多少お手伝いをされ、そして河川法の根本改正等も、今までぶん呼び出されまして、かかったのであります。河川法の方は、改正は何とも難産で流れております。この多目的ダム法案は、実は私建設省の委員をしておりながら存じ上げませんで、ゆうべ出先に電話がありまして、きょう出て来るよると、それから資料も何も持見していない、おそく帰りまして、持見したのはほんの要点だけを持見して、もう美は質問することとやら然していないというような状況であります。が、承ると衆議院は通過したということで、なかなか大事な段階でありますので、軽率な意見は述べかねますが、ただ私ども長年専門家としてのぞいておりますので、質問のような意見のようなことをこれを読んだ程度で申してみます。少し時間が足りないような気がしますが、場合によりましたら、時間を少しだきたい。

ふを盛んに作つておる。電源あるいは地方庁と協議をして作つておるといふようなことから、これが法案の形に登達してきたのだといふようなお話をあります。そこでそれらとにらみ合せて調節的に考へると、なるほどなどうなずけるのであります。要するに河川法の共同築造ダムの法律問題のむすびかることをかつて書きまして、今論文としましては、専修大学の論文集に、国と電気会社との共同築造ダムの所有権問題題、それを書いて発表してあります。それで、これでもつてとにかく共同築造ダムの所有権問題が非常にうるさい、それから河川法と国有財産法の関係がねがれづかしい、また國と私権との競合もぬずかしいといふようなことが非常によくわかりまして、結局私は特別立法を要するということを書いたのであります。が、実際問題としましては、河川法の付属命令としまして、昭和二十九年の七月九日の建設省令で河川法四条二項の規定に基づく共同施設に関する省令、これでやや私の論文の趣旨が調節されてしまうようあります。十分とも思はずせんが、まあこれで一応糊塗的に翻節しているように思ひます。そういうことを考えまして、建設省オンリーでハイ・ダムを作る、あるいは他の企業体、地方庁で共同して作るという場合のこの多目的ダムそれ自体の所有権問題は、一応今の省令が対象になるので、ここに私権がのつかつてくる、その私権を何とか生かさなければならぬといふよろくな趣旨のように拝見できます。その意味でダム使用権という物権を創

設するといふように私には了承できることあります。もちろん河川法の特例だと。ただし二に入りまして、この多目的ダムといふのは、建設大臣が直轄して建設するダムだと、費用負担は従来は電源あるいは府県等であつたのが、今度はそのほかのものアロケーションで費用負担に任ずるといふようなことになるので、その所有権をもし問題にするならば、一そくめんどうくさいのですが、要するにその出捐をする人は特定用途ということのためにダム使用権という物権を与える。財産を与えるのだといふことのようです。ただこれは拝見してみまして、「発電、水道又は工業用水道の用」を書いて、カッコして「特定用途」と、こう書いてありますて、灌漑が入っておらない、これは私にはわかりません。河川の利用はもう日本の水田国では必ず灌漑に結び付くのであります。ところがここでは灌漑が全く入っておらない。あとで等という字があるのかと思つてよく見ると、等の字はない。そうすると灌漑といふのはどういうことになつてゐるのか、灌漑の問題が入ると水利権問題は非常にうきさくなるので、それだけにこれは難題にむしる展開するといふことが十分考えられるのであります。しかしながら多目的ダムの問題が片づくのが、この点は私実はわかりません。要するに灌漑が多目的の一つの大きな目的に包含されなければならぬと私は考える。それを考へるといふと、なかなか水質や水温の問題が大へん心配しかしくなる。同じ水量にしまして

○理事(岩沢忠恭君) ちよつと発言中ですけわども、ちよつと一言……  
〔速記中止〕

○理事(岩沢忠恭君) 速記を始めて。  
ではお願ひします。

○参考人(野間海造君) それから今につきまして、特に水温、それから揚げ所によりましては河川の水質、あるいは鉱山等がありますと、水質の問題題目出てきます。それから水量にしましても、灌漑が入ってきますと、灌漑期間中の水量、それから発電水力としては必ずピーク調整をやる、これは日々非常な水の変動を放水の上に与えますと、その任務をおそらく多目的ダムが持つと思うのですが、そういう自然水量、それからピーク調整をされる水量の変化、そういうものが、これは堤防作規程があとから出るようになりますが、そういうものがよほど考慮されないとなかなかむずかしい問題になります。それから、先に行つて申してもいいかもしれません、この際ついでに申しますと、これは技術の世界の人は御承知ですが、例の水が貯留されますというと、躍層で非常に水温が低下するのであります。ちよつと記録を見ますと、十五メーター下に行きますと、まず摂氏の五度の温度になる。一メータで大体六度ないし八度ぐらい下ります。表面から五メーターぐらい下りますと表面温度より十度ぐらい下る。これは自然水温が非常に人工的に調節されるのでありますと、これは灌漑に影響すること非常に大きい。私どもたくさん見て歩きますのですが、この問題の配慮が土木、電力関係の人にははどうぞ

も乏しいように思う。自然水温が下るということは農生産には非常な打撃でありまして、たとえば稻の発芽に適当な温度は十度ないし十三度、生育に適当な温度は十三度ないし十四度、伸長に適当な温度は十五度ないし十六度、開花の時期に適当な温度は十五度くらい、それから結実、稔実といいますか、二十度ないし二十五度という水温が稻作として要求されるのに、そういうふうにもう五度だの八度だの十度だのとうふぶに下った水を落されまするといふと、これはよほどの施設、逆調整にしましても、あるいはため池といろものを作りまするにしましても、よほどのことをしてないと水温は上らない。私そいつた問題で、古く北海道の忠別川と江卸の水温問題で鑑定を日発に依頼されまして調べたことがあります。が、あそこでは私の意見で水温上昇のため池を作りました。約二度上つておられます、そのため池のために。もう少し上げるといふといふことよりいいと思うのであります。が、もう少し、一度ぐらい上ると冷害を防げると思います。少くともあの江卸で、旭川近辺で水温の上昇施設でよほど上つてきたといふことは言えるし、それから最近同じ北海道で、糠平のあのダムでは十数メートー下から水を落した、これは躍層に入つてたまらんから私が意見を申しましたが、口頭意見でしたら、キャンバスでずっとトト水を落しておられます。それでもまだ弊社の問題は、農業灌漑からいいますと十度、下手すると十度下つております。非常に致命的大事であります。電力

の関係の人は水漏問題に非常にのんきであります。二度や三度とおっしゃいますが、二度や三度で枯死するか結実をしないかという重大な段階にいきますので、これはもうハイ・ダムを作るので非常に大事な問題である。どうから水を落すか。上水道が大体上水落しが、ぜひこのハイ・ダムを作る場合に少くとも最末流では逆調整が必要だ。その配慮が一体どこにあるのか。操作規程くらいではこれは間に合いかねる問題だと思うのであります。

それから先へいきましょう。三の点であります。これは、ダム使用権とは「多目的ダムによる流水の貯留を利⽤して流水を特定用途に供する者」とあります。それは「水利使用の許可」によつて生ずる権利を有するほか、ダム使用権を有する者でなければならぬのです。しかし、「水利使用の許可」によつて生ずる権利を有する」ということは、ダム使用権獲得の前提ならば慣行水利権はどうなるのか。要するに河川法は適用を準用されるとこととそれから適用準用のない河川が山間部にあります。山間部の水田もありますしするので、そういう慣行水利権は多目的ダムの特定用途のダム使用权には参画できないのか。これはいろんな例外の提合を考えたらむずかしい問題かもしれないが、そいつた問題をここで、ちょっと私字句がよくはつきりしないのでわからぬのでですが、慣行水利権の場合には何かいい参画する方針は立てるといふことがあります。それから、四は要するに基本計画を立てるといふことがあります。そして

その基本計画は、建設大臣が関係行政機関の長に協議する、関係都道府県知事、これは從来の第一次監督官厅であります。これがダム使用権の設定予定権者、つまり将来ダムの使用権者となる者の意見を聞くと、こうなつておりります。これも十分御審議のあつたことと思いますが、こういつた問題はまだ実際問題として相当にうるさいんじやないか。私は理論的に言わせれば、行政庁がこういう協議をしたり意見を聞いて裁決を与えるということは当たり前であります。が、水利権問題は意外にむずかしいことで、しかも下手をするとなれば常に長引く。訴訟にでもなるとそれは大へんなことになる。そういうときの、何かそこにまでならぬよくな、一かももと科学的な相談機関がこの前にあつた方がいいんじゃないか。あるいは意見を聞いたりしてまとまらぬよくな、たとえば調整審議会といいますか、調整委員会といふか、学者を集めたりした、要するに技術者、法律家、経済学者、実務家と、そういうたものを入れたそらうい審議会のようなところでもつと御相談になつて、科学的解決の標準を示す、その通りになるならぬは別にして、科学的解決の標準を示して、こじれないうように早く解決するようにする、科学性を標準にしておるといふような諮問機関があつてかかるべきじやないかと思うのです。

が、非常に心配される点であります。従つて何かそういう科学的な相談機関をここで活用なさつた方が私としてほんとうにいいと思う。

それから五であります、まあ工事費のアロケーション、分担であります。が、これは当然なことであります。むしろこのアロケーションを工事施行者、管理者に賦課する権限がないともいいくのではないか、私はそこまで考えます。で、農業が抜けておる感じがするのであります。が、かりに入るとしますと、農業の方も、従来の農業開拓係は補償をしほることばかりやつて、そうして協力しない。あれはそうじやなくして、自分らも利益を受けるのだから、洪水、旱魃の調整を受けて安定期水量を得るのだから、利益を受けるのだから、だつたら受益者負担をするべきだ。電力の場合の受益者負担と農業灌漑の場合の受益者負担の場合は、それは利益率が違いますから、利益を保けるといふことは、農業灌漑が大きくするとか、ともいわゆる収益率が違いますから、だから当然農業灌漑の方の負担率を低くする、電力の方は大きくするとか、そういう配慮があありますけれども、やはりこういった程度で考えることは、私はむしろ当然のことだ。ここではつきりした賦課権が、ダムの元工事をし、あるいはほとんどの一元管渠化をする場合に、その担当者に賦課権があることやりにくはないかというふうなことも考える。そして今のアーチェーションの割合は収益性を標準にた、つまり経済的な考慮でなされることは予想されますけれども、まあ一応意見として申しておきます。それから六であります。が、ここでは

定用途の申請によつてダム使用権を設定されるという趣旨ですね。当然のこととでしよう。

それから七は、貯留が確保される流水の最高及び最低の水位並びに量を明らかにしておく。かりにつまり、これは最大流量、最小流量と同じように、ダムに貯留した場合は利用できる最大と最低ということでありましょうが、これは当然のことながら、実は私に言わせると、電力の用途がある場合にピーク調節をする。理想を言えば、もう夢のような理想を言えば雨水は一滴も無駄に流さず、どんな大洪水でもせきとめて、そうして旱魃を防ぐというところまでいけば理想であります。が、とにかくその調節のほかに電力用途のピーク調節がある。これなどをどうかではつきりして、その限度もこれは操作規程にも入る問題かもしれませんが、そういうつた問題はどうかこれらで考えられていいのじやないかしら。

それから八は、そのダム使用権を物権とみなす、そして登録簿に登録をする、これは物権として財産権にしたのですからそういうふうに表示する、これは実は私はある意味ではこういった主張をしてきたのであります。まあ私の極論を言わせれば、ダムの共用が立法上はつきりすればいいんだ、そしてその財産権としての登記をするというようなことが実は私の主張であります、そこまで現行法がきておりませんから、さしあたり便法として使用権を物権として、財産権として登記する、これは必要なことだと思います。これによつて電力、上水道その他の水の使用権が、今まで河川法の三条では私権を認めないので、それに対しても

きな例外で財産権ができた。従つて股資したものが財産として生きてくる。

今までなら幾ら投資しても付属物の認定を受けければ無主物になる。水利権は私権じゃありませんし、財産権にもならない。幾ら巨額の金を使いましてでも財産権としては何にも出でこない。こんなばかな矛盾はないと思うのです。ですが、そこで財産権として物権となつた。これは我非常にけつこうなことだと思います。

九、財産権でありますから処分権がある。滞納処分も受けるし、強制執行も受けるし、先取特權及び抵当権の目的にもなるという、これも当然な行き方で、実際問題としてはなかなかそこまでいかぬかもしませんが、それは当然の問題だと思います。

りますが、ここにそういう認定をされた多目的ダムで、二府県以上にまたがる河川の場合は建設大臣が管理をする。これは河川法でも常にねらつたところであります。ここで一つ出てきたわけであります。建設大臣が自分が一元工事をしてそうして自分が施行をして多目的ダムを管理する、これを河川行政としては一つの機構がはつきりきまつてやらしいと思うのであります。やりいいわけですが、あとが一つかなか実際はむづかしいのじゃないですか。

か。建設省としてはやりいい。そのほかの方面の調節として。

次に、十一、建設大臣はあらかじめ関係行政機関の長に協議する。それからダム使用権者の意見を聞いて、そろって操作規則をきめるということになつておりますが、この場合のやはり調整、それから権利関係の確認、それからまた救済、そういうものの前提的な機関、これは調整的な機関、できれば特殊審判制度が入れば好ましいの

であります。さしあたり諸機関での科学的な構成である調整審議会式のものがあつて、そこに公正な判断を示してもらつて、それをさらに適当に調整して、そりとして操作規則にする、こういうことの方が円満に実施ができるよろしいのじゃないか。

それから十二は、同じアロケーションの、今度は管理費のアロケーションでありますね。これも先ほど申しした五の工事費のアロケーションと同じ趣旨でいいと思います。これも賦課権がないと実際問題としては困るのじゃないか、この場合の賦課権は強制徴収の権

限があつてもいいのじゃないかと思ひます。それから十三は、多目的ダムを特定用途に供するダム使用権の許可は建設大臣が行う、これももう管理を建設大臣がするのですから、河川行政の頂点をそこに置くということは、これは一貫して筋が通つていいと思うのであります、が、やはりその場合の協議、意見というようなことですね、特にこの場合に知事は――これは従来知事が第一次の許可権を持っていたのがここに落ちてきたのであります、これは河川行

政が高度になつてきた場合によろしい  
と思う。ただこれもまた相談機関、科

学的な判断を得る相談機関、でき得べくんばそのままたずかしい場合の救済機関といふようなものがあつた方がいいんじゃないかなと思います。

に分れると思うのですか、そういう工業用水道関係、これらがみな共同して設置して、そして建設して管理する、そりといった場合の問題ですが、「これらの事業を営む者の持分が国に帰属した時」というのは、これは結局共同出資でダムを作るのだが、所有権は国だぞ、持ち分が国に帰属するから一元的に国のものになる。といって、国有財産法の適用のある国有財産ではなくて、これは河川法上付属物として認定されたから無主物として国に帰属するわけです。だから出資が要するにここで行方不明になってしまふのですが、実際問題としては建設省が管理権を

持つていかれるのでございましょう。要するにまあ建設省の所有で大蔵省の管轄でないというような意味のことになるのじやないかと思うのですが、実際問題としては、ただその辺の法律解釈がなかなかここいらがむずかしいところで、加藤先生からまたいろいろ御意見を聞きたいのですが、この辺なかなかむずかしい問題が法律的には包蔵されている。

それから十五は、水利使用の許可を建設大臣が行う、その場合に「河川法」の一部を改正し、建設大臣が水利使用

に關する処分をし、「この処分は許可の意味が主でございましょう。または

都道府県知事の処分につき認可を  
しようとするときは、関係行政機関の  
長に協議する」。その場合の関係行政機  
関は大体通産、農林、厚生というものが  
おもだらうと思います。ときには運輸  
省が入つたりするかもしませんが、  
この協議の場合も何かすべて一つ科学  
的な相談機関、いわゆるちょっとこの  
辺まだ私のみ込めないところがありま

それから十六は、ダム使用権が設定された多目的ダムについては、国有資産等所在市町村交付金及び納付金の法律改正、これはいわゆる固定資産税相当額を、あるいはそれより幾らか低い額を、かもしれません、それを所在市町村に交付するということでありました。これもすいぶん問題がありまして、そういう大きな施設があるところの市町村だけが非常な利益を得て、税金が要らないくなつて、町村民税が要らないなくてそしてぜいたくをしておる。そして実際それを利用しておるのは大都市である。その大都市の方がむしろ高

い税金を払つておるということにならぬ。これらはこういう財源、これはむしろ全国体に振りまくような方法の方方がいいんじやないか、まあここではそりなつておりますが、私はかねがねそういうことを主張して参りました。固定資産税につきましても、その所在固定資産の所在市町村のみが恩恵を受け、実際の消費者であるところの大都市中が犠牲になつておる。これでは日本中の産業は振興しつこないのでありますて、高いコストになる。

ますが、それと考えさせられること  
は、いろんな点が考えさせられます

が、従来もかなりハイ・ダムがあちこちでできております。所によりましては相当連鎖式にできております。そういうところで他の多目的ダムだけがこの権利を持って、ほかの連鎖して存在する、あるいは将来連鎖して建設されるであろう多目的ダム、あるいはハイ・ダム等との調整、それが一体どうなつておるのか、たとえば北海道の天塩川です

が、あすことに雨竜ダム、鷹泊ダムといひのがあります。して、人工のダム洪水を起したことがある。これは昭和三十年の出来であります。が、あいいうものはこれある意味で閑速があつたりなかつたりするかもしませんが、たとえば雨竜ダムはすばらしい北電のダムであります。が、あれは昭和三十年の夏に一度か二度洪水があつた。大雨があつたときには事前放流をしないで、満水で大雨を受けて、ダムの保護のために急いで放流してしまつた。それを下の鷹泊のよな小さなダムでは受け入れられなく放流してしまつた。それで人工の洪

うと、ダムが連鎖してできた場合に、その全体をいかに連繫操作するか。それをうまくやらぬと、ハイ・ダムを作らんだ、多目的ダムを作るんだ、洪水調節はできるんだといながら、現実にはむしろ逆になつてしまふ、その危険性が實際あるのです。事実例があつた。雨竜ダムの場合に北電の相当な方々が私にこう言うのです。いや、うちのダムは營業ダムでありまして洪水調節ダムではございません。だからその業務はありません。まあダムの保護の

ためには放流するけれども、事前放流はまづびらだ、こう言うのであります。これは実は刑法の百二十二条過失溢水浸害、これが犯罪になるということを忘れておられる。検察当局も気づいておられない。あいつた場合に僕は不可抗力の実証がつくまで捜査すべきだと思う。またそれほどの気がえでなければ、ダムを作つてそれが既設のダムと連鎖する、すなわちほかの暫利ダム、ハイ・ダムとの連鎖において総合的に調節ができないければ、人為的なダム洪水が実はかえつて出てくる。ダムの調節どころか、ダム洪水が出てくるといふ心配があるのであります。同一河川にハイ・ダムが連結して、多目的ダムとその他のダムが重複した場合に、いかにそれを連繫操作するかといふことは大きな問題でなければならぬと思うのです。そうしてその洪水時の調整方法ですね。この操作につきましても、洪水時の相互関連を連結ハイ・ダムの調整ということ、洪水時の調整ということ、これは非常に大きな問題として私は考えたいのであります。

なお、これには補償の問題は全然触れておりませんが、補償の立法も不完

ぶん存在する。そういうものが田用水として非常にある。そういうた農業灌溉の問題がどうもこの文面ではございません。だから水温の上にするのであります。技術調節が非常に心配だ。そういうことを多年私が総合開発を主張しておるだけに、いろいろ心配だけは人並み以上に心配だ。それから水温の上にするのであります。法律的にもつとつと突つ込むところも多々あるであります。が、せつから衆議院を通りまして、今参議院で審議を受けておるこの機会に、おじやまになつてははなはだ恐縮者として、この短文を見た瞬間に気がついた程度のことでも研究しておりますが、それだけのことを今発表しませんが、それだけのことを今発表しませんであります。ただ一介の専門学者として、この短文を見た瞬間に気がついたのであります。はなはだ恐縮である。二十条でダム使用権を物権にするといふことが書いてございます。それが十五条以下におきまして詳しく述べております。二条一項におきまして、今定されておりまして、それが物権による一定量の流水の貯留を一定の地域において確保する権利をいう。」そこで、ダム使用権とは、「多目的ダムによる一定量の流水の貯留を一定の地

域において確保する権利をいう。」それまで、ダム使用権といふ物権を創設するのがどうかといふ点でござりますが、これは従来は、先ほど野間さんの御指摘になりましたように、二十九年の建設省令によりまして、まあ負担した費用の額に応じて共有になるという形を一応とつておつたわけであります。しかし、この建設省令は、果して河川法三条に反するのではないかという疑義もあるわけだと思います。つまり河川法三條で、附屬物は無主物になるというのが法律の考え方でありますから、それを省令で、果して共有持ち分を認めると、いうことができるのかどうかといふ疑義もあつたわけであります。それと同時に、共有持ち分といいましても、それを登記するといふような方法が認められておらない。これはダムは建物の法學部で民法を専門にしておりませんが、そのほか水制度の方にも関心を持ったりしておりますが、専門は民法の方でございますので、きょうは問題をしづらまし、一つはダム使用権と

ます。結論を初めに申しますと、この法案はこの法案として、これだけつこではないかというつもりでござります。まず第一のダム使用権の問題でござりますが、これは、まず二条にその定義が出ております。二条一項におきまして、だく心配だけは人並み以上にするのであります。法律的にもつとつと突つ込むところも多々あるであります。が、せつから衆議院を通りまして、今定されておりまして、それが物権による一定量の流水の貯留を一定の地域において確保する権利をいう。」そこで、ダム使用権とは、「多目的ダムによる一定量の流水の貯留を一定の地

域において確保する権利をいう。」それまで、ダム使用権といふ物権を創設するといふのは、従来の法体系の中から探してみますと、一番近いのは、おそらく漁業権のものであります。まあこれを担保化の道を開いたのであります。だから、これを似たような物権をばほかからの借入金でダムを建設したときに入れるといふような方法もないわけであります。まあ法律的にも疑義があるし、ただ虚名があるだけであります。それで従来共有可能に入れると、いうような方法もないといたしますと、それに抵当権を設定するといふこともできなかつたからには、その費用について、たとえ

す一番実質的な実益としましては、先ほどの担保化の道ということだらうと思ふんです。つまり他人から金を借りて費用を支出しておきながら、その担保になるようなものが何もできないというのは不合理な話でありますので、ここにできました物権を担保に入れるという形でそれを解決するというわけあります。もつとも抵当にできるといたましても、それは借入した先との計算の上の関係であるのが普通であります。まして、実際に抵当権を実行すると、いうことは、おそらく實際にもないと思いますが、やろうと思つても非常に困難であります。たとえば譲渡性はかなり制限をされておりまして、二十二条では、移転について建設大臣の許可が要るということになつております。これはダム使用権の公益性からして当然の規定だと思われるであります。が、そうしますと、かりに抵当権を実行するとか、あるいは強制執行で競売をするというような場合には、結局この許可を受けるようなものでなければいけであります。普通のように簡単に買い手になり得ない。電力会社がつぶれて、新しい電力会社を作つてそれを買ふるといふような場合に、しかしそれにしましても、帳簿の上だけに終るかもしませんが、やはり抵当という形がここで生まれることは妥当であると思うのです。

申しますのは、二条の一項にございまして、  
する「発電」「水道」「工業用水道」  
という三つのものであります。そん  
いふものにしかダム使用権は設定され  
ない。従つて灌漑用の水利権者には使  
用権は設定されないのであります。  
この点たとえば十条におきましては、灌  
漑用の水利権者に対して受益者負担金を  
負担しながらダム使用権を持たないとい  
う関係になるわけであります。それが  
が果して妥当かどうか、ちょっとよくわ  
からぬのであります。これを認めな  
ようとするのももちろん差しつかう  
ない、あるいはその方が妥当かとも思ふ  
のであります。しかしこの原案のまま  
にしておいても、実際にはそれほど困  
らないのではないか。つまり、ダム使  
用権の実益といふのは、抵当権を設定  
するということに大体あると言つても  
いいと思うのであります。工業用  
水利権者がほかから金を借りて受益者  
負担金を払うというようなことは、そ  
れは起らないのではないか。しかし、  
もしそういうことが起るとすれば、や  
はりそれを担保にしてということを法  
律的に考えられることであるし、この  
点はどうやらにしたのがよいのか、実際  
がよくわからないのですから、必ずし  
もしはつきり申せないのであります  
が、まあどちらの方法をとつても実際  
にはそれほど違いは出でこないといふ  
ことはあるは言えるのかしらと思ふ  
わけであります。以上が第一のダム使  
用権を物権にするという問題でござ  
ります。

部会というものが設けられておりまして、そこで河川法その他水制度一般についての審議をいたしておるわけになりますが、そこで引き上りました意見書におきましても、これと同趣旨のようであなた方がうたわれていたと思うのであります。その水制度部会の作りました答申案といふものは、まだ総合開発審議会にはかけられておらないようですが、今回河川法の改正によつて実現されるということは、行政の運営を円滑にする上において非常にけつこうないとではないか。なお、できればそのほかの水制度一般の問題につきましては、この法案はこれだけつこうだと田原のところが、さらには全般的な御考慮をお願いして、なるべく総合的な調整の実現をはかるというようになつていただきたいと存じます。

もう一つ、いろいろな利益の調整という点で問題のありますのは、受益者負担金の制度であると思われます。これは九条と十条に出ているのであります。ですが、まず七条で一応建設費のアロケーションをいたしますが、さちにその後におきまして、九条においては下流へと流出するたとえば下流の既設の発電所などがそれによって利益を受ける場合には受益者負担を課する。それから十一条では流水について専用施設を設けて灌漑用に供するものは、やはり受益者負担金を徴するということになつております。九条は一応当然の規定だと思われますが、十条においては、農業水利権との関係が出てくるわけあります。従来は、多目的ダムの場合にも、

農業水利権者というものは費用の負担をいたしておらなかつたのであります。これは河川法の三十七条の規定による不均一賦課によりまして、取れば取れる形にはなつていたようでありますけれども、実際には取つておらないわけであります。もつとも、國營の灌漑用のダムを作る場合には、地元が二割の負担金をしておりましたので、それとのつき合いで、農林省がやる場合には二割負担する。それから多目的ダムを作る場合には全然負担しないといふのもいささか筋が通らない話であります。負担の率は大いに考える必要があるかもしませんが、やはり農業も利益を受ける以上、それを負担金といふ形で分担すべきだということは、議論としては正論だらうと思うのであります。ただ、農業というのは、採算の非常にとりにくい事業でありますから、ただ計算の上出た配分を受けたのでは、やはり不利である。ここでも、十条におきまして、分担の額は十分の一以内、それに建設利息を付したものということになつていいようであります。従来の農林省でやつている場合には、土地改良法によつて二割の負担をしておりましたのを、ここでは一割といふことで、まあその約半分になつておりますけれども、それに建設利息が加われば、二割近くあるいはなるのかもしれません、利息はよくわかりませんけれども。とにかくそういう形で負担するといふのは、従来より農業には不利になるけれども、理屈としてはやむを得ないところではないかと考えるわけであります。まあそうなれば、農業の方は十条でもつぱり負担をして、九条では負担をしない、九条からは灌

「費用」の一部を負担させることができない。十一条では、「負担しなければならない」ということになつておりまして、ちょっとと書類の上ではつり合いで、ちょっとと言葉の上ではつり合いたくない。九条の「できる」というのは、何も負担させなくていいという意味ではなくて、できるといふその権限、建設大臣の権限を示したものだという意味だらうと思うのであります。まあそれならば同じになる。その点が書類の上でちょっととわからない点であります。

以上で私の説明は大体終るのであります。全体として見た場合には、これによつてダム使用権という形で権利が明確化することは、好ましいことであります。それから、建設、管理の一元化ということがなされることも望ましいことである。ただ、その場合には運用には十分気をつけていただきたいといふことでござります。きのう急にお話を受けましたので、十分調べておらないで、あるいは見当違いの点もあるかと思われますが、これで公述を終らせていただきます。

○理事(岩沢忠義君) どうもありがとうございました。

それでは、参考人の方に対しまして御質疑はございませんか。

○田中一君 結局、水はですね、古来何千年か流れていつた。それを慣行によつて利用しておつたというのが現在の姿であるわけですね、どの河川にいたしました。流水といふものはですね。そこで、ダムの築造によつて被害

を受けた場合には、これはむろん補償です。その利益を受けたというの、ためた水がある一定の時期に流したというのに、灌漑用水としての負担ということになるのか、その水の、その水でありますね。その場合の水です。あるいは、従来ともにむろん旱魃もあるでしょうが、ないかもわからんです。その場合には必要な水はむろん充当し、また必要でないものも一緒に流しておつた農業灌漑用水とするならば、渴水時に流した水に対する一部負担ということになるわけですか。

もあれば、負担をしないといふ補償解決点もあると思うのです。現在のところの水利権争いとうものは、そういう形に解決が見られたのが多いのじやないかと思うのです。そうしてなおかつ、渴水時には、当然余分のものをお前ら発電に必要けれども、いけない出せ、というような解決が現在行われておるものと云うのです。こういう場合に想像するは、そういう場合には、かりに私が申し上げたような處だといならば、その形態は、たとえ漁業権にいたしまして、それを利用して下の方にまで魚場を作る、そししてそこでもつとめて、わざわざ出してもらつてしまふと、その水を利用してやるといふ場合か、あるいは、金剛川がない所へダムのたまつた水を流すよ、ダムから放水してもらつてたまたやるといふ場合か、ある場合は、新設、拡張の場合には、新田開発のような場合を中心として考えておる。また、開田用水として送り込むといふ場合だけに限るのでないですか。

と思ひますが、費用を負担した場合、その負担にかわる身がわりのものが何も得られないか、財産権としてですかね、得られないかといえば、それをもしほしければ、形の上でダム使用権といふことで置くことも考えられる。ただ、それを抵当に入れるといふようなことは農業の場合には普通ないでしようから、それがなくても済むのじやないか。どちらも考え方の違いです。

○田中一君 こういう場合を想定してみます。ダム築造によるところの水の争いがあった。そしてその妥結の点は、もちろん金銭補償の点、あるいは湖水期の放水の点とか、それからまたそこには確かにダム使用権というものをよこせ、ダム使用権といふものは、一定の場所に貯留したところの水を流すということがダム使用権であるならば、それを、その物権をおれにもよこせといふことを要求することも私はあるついのではないかと思うのです。これはむろん補償という問題とはからみ合いの問題です。この問題を解決するためには、ダム使用権をおれにもよこせ、権利として放水させろということはあり得るのじやないかと思う。たとえば、これは一本の水系のもとにおけるところのダム使用による問題じやなくて、流域変更その他によつて起るところの問題ですよ。これはそういう意味の権利といいますか、慣行水利権といいのではありませんか、そういうものに対するダム使用権の設定ということは、当然あつていいのではないかといふ考え方を持つのですが、これは加藤先生と野間先生から御答弁を願いたいのですが。

○参考人(野間清造) いまのあれですか、補償施設をもらつたから、費用

負担に任じない、そなするとダム使用権は成り立たないというのですか。

○田中一君 先ほど両先生からのお話

を伺つておつて、結局灌漑用水に使う

流水といふものは、この二条の定義で

これは含まれておるわけですか、はつ

かりと灌漑用水といふものは……し

かし、前段に加藤先生が言つておるよ

うに、含まれておるのだといふことを

言ひ得るのではないかと思います。当

然含まれておるといふこと、灌漑用水

に使ひうるものが含まれておる

のだ、ただダム使用権といふ物権とし

ての権利はそれに与えられないのだと

いうことに尽きると思います。そうし

ますと、自然に流れてくる水といふも

のは一定量あればいい、余分な水は灌

漑用水として欲しくはないのです。

従つて、そのダム建設の他の河川から

渡用水として欲しくはないのです。

川にその水を持っていった場合には、そ

ういう場合のトラブルといふのはとに

かく農民といふものに……ほかの目的

に使つておる水といふものは、一定の

権利を与えて確保されておる。し

かし当然流される水といふもの、当然

水系として流れてくる水を確保されて

向うへ持つていかれた場合、同じよう

なダム使用権といふものをくれるとい

う要求も起り得るのではないかと思うの

です。またやつていいと思います。

○参考人(加藤一郎君) その場合は、

補償の問題とからませておつしやつて

おるのだと思いますが、補償の問題と

ダム使用権の問題は、一応切り離して

考えた方がいいのじゃないか、補償の

問題は補償として、これは正当な補償

をなさつて解決する。ダム使用権は別に考えて、受益者負担ということと、それにはまたダム使用権を与えるということと、もし負担した者がダム使用権があつた方が都合がいいということなら、それが別個の問題じゃないかと思います。

○田中一君 これはまあ灌漑用水といふことは、ダム使用権といふのはないのだと見て……私の言つておるだけのところまでは、そなと思つてもいいかと思います。

私は、まだ負担といふことはあります。

私が都合がいいということなら、それ

には、まだダム使用権を与えるということと、ともいとりますが、補償とは一応

の負担といふのではないかと思つてあります。

私は、まだ負担といふことはあります。

参りますと、灌漑用水に対しても既得権が侵害されるという前提のもとに、ダム使用権といふものは、これもむしろ一定の負担といふことがあります。

私の言つておる一定の負担といふこと

ではありません。設定してもいいの

ではありませんかといふことでは困るのですが、もしも補償金の中から差し引いてもいい

のですから、一定の負担でもつてけつ

る一定の負担といふことがあります。

私は、まだ負担といふことはあります。

を賣るとか、担保に入れるとかといふことは、農民の場合には普通行わない

問題は、農民の場合には普通行わない

か、そういう趣旨で認めなくてもいい

申し上げたのであります。

○田中一君 かりに新田開拓といいま

すか、開墾地に水を導入するために、費用

は、負担はこの場合でもダム指定とい

うものは設定されないのであります。

費用を勘案して、そして開拓と言いま

うのではありませんかといふみなし方をされ

るのではありませんか、法律的にどうなります

か。自分のたんぽを通つた水が今度は

下の方にかりに十町歩開拓した、その

水は当然打つちやつておけば自然に開

拓地に流れ込むのです。何も施設しな

い場合に、施設をすれば施設をしたと

いって負担金をとられるかもしだれな

い、何も施設をしない場合、巧妙にそ

べきだと私は思います。入れた方が、

既得権の侵害があれば補償するし、そ

れから受益があるならば費用負担に任

してとにかく灌漑は多目的ダムの特定

用途として、ダム使用権の範囲に入れ

るべきだと私は思います。入れた方が、

既得権の侵害があれば補償するし、そ

れから受益があるならば費用負担に任

してかかる費用負担は別途にして、そ

れから受益があるならば費用負担に任

であります。

○田中一君 かりに新田開拓といいま

すか、開墾地に水を導入するためには、

国家資本でも借りる場合に、農林中央

金庫あたりから借りるようなときは、

それは幾らか形になつてくるのじやな

いが、やはり生きることもある。いわ

ゆる灌漑水利権は公権的性質が強いと

いふことは言える。従つて河川法が適

用の場合、適用のない場合でも、私権

が、あれはダムに間違いないですが、

そうすると、結局増産とか改良などいう点から、ああいう政治的な配慮が行われて実行しておると思ひますけれども、どちらかが農業灌漑用水に対しても負担が過重だという不均衡があつた場合には、これは農民の問題にならうかと思うのです。従つて特定多目的ダム以外のダムといふものはたくさんあるわけですね、特別会計法を見ますと、天龍、美和ダム、二瀬ほか八つのダムが指定されているのですが、これ以外のダムの場合ですね、いたずらに開田する場合に、農民が損をしなければならぬということになるわけですね、これは十分の一以内のアロケーションとそれから利子といふものが加わる。そうすると現行のダムといふものは何ら法律で縛つてないわけなんでしょう、下流において開田した場合に……。これはそうすると、特定多目的ダムの下流にあるところの農民なり何なりがむろん受益をする面もあるでしょうけれども、権利を侵害される面もあるのじやないかと思います。そうすると他のこれに入らないところのダムの場合、灌漑用のダムの場合負担がどちらかが重くなるといふ場合には不均衡といふものが問題になるおそらくあります。それがあるいはせんかということを伺つておるわけですが、その点はどうでしょ。それはそれでいいんだ、当りまさだといふ、法律的に当りますだといふことでいいのか、あるいは政治的にはあつちやならぬのがだといふことになるのか、その点伺いたいと思うのです。

ら、特別の受益者といふのは負担をするべきだといふのが本来の筋だろうと思ひます。ただ問題は農業の場合に、農業が相当保護しなければ育たない産業であるというような点の、つまり政策的な考慮もそこに入つてくるわけでありまして、ですからその割合に農業が成り立つようには政策的にやはりきめなくちやならない。で、普通の場合、ほかの事業者の場合にはその点は考慮を異にして政策的な考慮が入つてくる。それがどこまで入るか問題であります。うけれども、そういうことが考えられる。しかし理屈はやはり負担をすべきだという理屈になると思うのです。(本題)あるいはいろいろな場合の不均衡があるわけですが、現在の農林省のやるダムについては負担をするのに、多目的ダムでは負担をしないという不均衡が一つあるわけです。その不均衡の方が、一般的の場合の不均衡の方が多いから、こういう法律を作る場合にはやはり農業用のダムを作つたと同じように、あるいはそれに近い割合で負担をさせるということになつてござるを得ないと思ひます。それの負担金をどうするか、もう一つの上の段階から政策的に決定されるべき問題だと考えております。

あるのです。私は加藤先生の御意見を  
わかる気がするのです。しかし権利だけを國に与えて、これはもう非常な大ききな権利なんです。意見を聞いて協議をする、聞かぬでもこれは執行できる権限ですから、こういう点は民主主義じゃ少くともないのであります。民主主義というのはどこまでも討議討論をやつて納得づくで結果を得とうというのが民主主義のはずなんです。そうするとこれはやはり権力的なおいがないでもないのです。もちろん加藤先生は納得してという前提があります。問題はこの納得の問題なんですよ。御承知のように現在こうして官公労の諸君が、あなたも入つておるでしょけれども、ああして赤旗を振つておりますけれども、納得しないからああいうものでやつてはいるのです。しかしこれは一方的にものを見せるでしよう。また一面民主主義は多数意見が尊重されるということであり、多数意見で決定するといふことになります。ここにやつぱり傾向として、日本の民主主義憲法化において、傾向として権力主義というものが餘々にあちらの立法のすみから、こちらの立法のすみから芽ばえてくるといふような印象を私は受け取るわけなのです。そこで協議といふ点を同意に置きかえて、そしてこれは野間先生が先ほどこの点については特殊な調整審議会ですか、といふよりなるのを持つとか、あるいは持つて協議にかりませんけれども、もしも協議をしても納得しないという場合ですね、権

力で行動するという場合ですね、やっぱり別な審判制といふか、抗告制度ですかといふものが、これに入つていいのか入つていなかはつきりわからぬのですが、そういうものがやっぱり必要なんじやないか。たとえば土地収用法にいたしましても、そうした意味の訴願の道といふものが現在できている。これが今のあらゆる法律の姿だと思うのですがね。その点はどうお考えになりますか。何かこれだけでは権力政治的な、権力主義的なおいがするのじやないか、弱いものが、少數者が納得する形といふのは、やはり法文の上、制度の上でもつてさしてもらわないと、納得できないという点があるのじやないかと思うのです。

任を持つてもらつて、そこは良識で判断してもららう、あとは各行政機関との間の政治的な解決によつてあくまで納得づくで解決をしていただくといふことで、一応建設大臣に権限と同時に責任も持つて一元的にやるようにするのがいいじゃないかと思つておるのですが、その点は非常にむずかしい問題だと思います。

○田中一君 河川法には御承知のように水利権といふものの許可は都道府県知事がやつております。都道府県知事は何かといたと、民選知事なんです。しかし今この政府は大体において官選知事にしようというような傾向を示しております。そこでそういう現在の置かれておる姿から見て、これが建設大臣に取り上げられる、このむろん特定多目的ダムの場合ということですがね。そうしますと、現在他の水利権といふものがやはり都道府県知事がやつておるのです。同じ多目的ダムにいたしましてもやつておるわけなんです。そこにまた一つの不均衡の面が起きてくるわけです。これもすべてどういう法律を作らうと、納得の上においてなされることは、われわれは望ましいのであって、民選知事の権限までも取り上げるといふくらい重大なこの特定多目的ダムの目的というものが、ここまでしなければならないかということになりますと、私非常に疑問を感じるわけであります。同じ形のものが他にもあるのです。ただこれは特定という文字を頭にかぶしてやつてある。特別会計法では八つの地点を示してござりますけれども、おそらく今後予想されるダムは、少くとも日本の国土開発という面からも、自立経済の面からも全部多目

的ダムでないものはないと思うのであります。従つて今後は上水、工業用水、発電用水、農業灌漑用水が含まれるならば、一切のものが、もちろん総理大臣にいたしましても大臣にいたしましても、選挙を経て出てきたものではありますようが、何といつても國家行政機構というのは強権であります。従つてそういうものに、全部強い力のうちに与えてしまうということは、どうも危険を感じます。われわれはやはり新しい憲法を守るという立場から申しましても、また逆行するのではないかという危険を感じるわけですが、これは学者としての加藤先生、ことに東京大学の助教授としての加藤先生、民法学者としての加藤先生が、率直にあなた自身の御意見、個人の御意見を伺えたら伺いたいと思うのです。

問題になつた事柄については、またたゞ議会といつても、結局それほどまでに割合に委員出てきて、そこでまた論争を繰り返して、結局とにかく学識経験者も入りますけれども、やはり当時の議論が出て、前の怒し返をして、総理大臣が最後的に決定をするということにどうしてもなりがちなんですね。ですから権限を上に上げてみたところで、必ずしも今解決が保障されるとは限らない。よくなる場合ももちろんあるでしょう。ですからそれはやはり協議がはつきり整わなければ、それはやはり内閣全体の責任において、あるいは閣議でそれを持ち出してきめるとか、むしろそういう解決をとるべきではないか。いたずらに総理大臣に権限を集めて、またそこで大臣の強権を發動するという形も望ましくない。そうかといってまあほつておくのも望ましくない。従つて協議をしておいて、あとは話し合いで解決したらどうか、それを十分考えてほしい。その場合に十分考慮した上で解決をしてほしい。というのが私の本来の意旨なんです。

伺つたわけです。審議会を持つても同じでないかということは、私は水利部会におきましても、各専門タタの各省の次官といひもつきが委員なつて出てきている以上、とうていはりひもつき意見だけで官僚性が露されるのです。従つてそういうものだめだからいいぢやないかといふではなくて、そういう傾向は好もしくないかということを伺つわけなんです。

○参考人（野間海造君） 今の田中委員のお尋ねでござりますが、つまり権利主義的な政治の発達といふ懸念が大なる、行政機構としては通産も、建設も同列なんですから、だから従つて同意ということが望ましい。これは河川法なんかで水利権を許可する場合でも、下流水利権者の同意を得た上で許可するという建前ですかから、同意という言葉の方が筋が通ると思う。ましてはわれわれ水専門の者の考え方で言えば、河川行政に関する限り建設権をトップに置くということにいかられると、支離滅裂になる懸念がある。そなへは権力主義的なということになると非常に困るので、同意ということは因断的で、むしろやるなら協議という言葉を用意してもらいたいと思うのですが、しかし今の田中さんの御心配のことを聽うのです。だからこの立場に合ひか間に合わぬかは別として、政治的な行政といふものは合理性ぶつけてあるか、科学性があるかといふものをを持つ、それを今度は総理大臣

が決裁するということも一つの最後的な教済手段だと思うのです。あるいは特殊審判制度を作つて、裁判所へ持つていても、実際技術的に作成しますから、らちがあかない。特殊審判制度をくゆくは作つてもらつて、そしてアメリカのように一つの水利権を解決する合に、下流の河川も全部調整してしまふ、その審判所は一括して当該の係だけじゃなしに、それに関連して派としてくる問題を全部一括して片づけてしまふ、工事や何かを全部調整しながら片づける。ああいうやり方をすと、多目的ダム、さらに総合的なも科学的にいい結果ができるので、治權力的な傾向を持つてということは、河川法がそんなんで、しかも河法が府県知事を第一の許可官庁にしておいて、しかもそれは民選知事になってしまったというときに非常にでっこ、矛盾で運用がむずかしくなつたという点、調節もどうしてもむずかしのであります。が、少くとも建設省が、といふ方式は許されていいのじやないか。しかし建設省は上級官僚じや、い、従つてこの協議は同意に類するのだ、それに匹敵するほどのものではあるといふほどの認識と運用がほしい、思います。

ない点がある。もちろん調整機関を設けてもなかなかうまくいかない面があるといふことを申したので、これで審議会を設けた方が適当な場合もあるというくらいのつもりでございます。

○田中一君 私はなぜこのような立法がされたかということに対しても心配しておるのであります。というのは、私も長い間國土総合開発審議会の委員をやつております。先生方が水制度部会でもつていつまでたってもちらがあかなかのをよく知つております。そこで昨年の石橋内閣ができる前あたりからですか、傾向としていわゆる水のぶんどり主義の傾向がはつきりとわれわれの前に出てきたわけです。地下水の問題については、昨年の二十四国会では工業用水法という法律ができて、これで通産省は持つていいつてしましました。それから上水はこれも建設省、厚生省ともに長い間けんかをして参りました。そして話し合いがついたらしく、上水は厚生省、下水は建設省、ただし下水の濾過装置といいますか、これは厚生省、むろん農林省には農業用水といふものを持つております。こういう限りではどうやらこの辺で水に対する政治的、行政的な結論ができかかつてきているのです。しかし何といいまして、そして自分の都合のいいように水を支配しようという考え方は、今國土総合開発審議会の水制度部会で一応の結論といいますか、が出て、これに対する私たちは日本の唯一の資源であると私は考へてゐるのです。そこで役人たちが自分の役所のなわ張りを考えて、そして自分の都合のいいように

したように審議会に報告されておりません。中間報告は受けましたけれども、これが話がついたというところからこうした形のいろいろな立法がなされたと私は思うのです。こういうことになりますと、これはなるほど各行政官庁がおのおのの責任の分野においてりっぱな行政をするございましょう。ございましょうが、ここにもまだロスがあるのじやないかと思うのです。こういう点を総合して、一滴の水といえども生かして使いたいという考え方を求めておるわけでござりますけれども、この法律の成立によつて、おそらく将来ダムの築造といふものはこの方式によらざるを得なくなると思う。過去の問題はいざ知らず、現在できつあるもの、あるいはできてしまつたものもあらゆる形でこれに入れていこうという傾向が強くなるのじやないか、こう思うのです。そこまで持つてくるならば、私は電力などは一本のものとの姿にして、国の直営にすべきであるというような考え方を持つわけなんですね。民間にする必要はないのじやないかという考え方を持つわけなんですね。そういう点から見ても私はどうもこういう形には納得できないのです。われわれがというか、國民が納得する形のものがほしいと思うのです。が、加藤さんが水制度部会のメンバーいらっしゃるならば、そういう点根本的な水制度に対する考え方をどういふふろにお持ちですか。

おつしやった限りでは、田中委員の御意見に大体賛成であります。つまり全体としての水制度の基本方針をきめてからいろいろな個別的な立法をしていくべきであります。その点は先ほど申ししたと思うのですが、総合的な見地を一応たな上げにおいて、これを一方的に解決していくことはやはり望ましくない、根本方針をきめていっていただきたいというつもりであつまつ。

○斎藤昇君　かさ上げ請求権も一定量のこれだけの水を貯留する権利があるということになれば、たとえば底が押しまつてきてそれだけ貯留できない、あるいは上流の状況が变ってきてそれが受け貯留できることになってきたということになると、この設定権に言わわれている一定の水量というものを確保するためには請求ができるということにならぬのではないかと思うのですが、先生のどちらがどちらかどちらば。

の点はよくわかりませんけれども、あります。大体操作規則は協議をして、意見を聞いたりしてきめることがあります。それで大体やつていくんで、実際差しとめが問題になるようなことは非常にまれだと思いますが、たとえそれが一応協議して作った操作規則に違反して何らかの行為がなされるというような場合のことを主として考へてあります。

おつしやった限りでは、田中委員の御意見に大体賛成であります。つまり全体としての水制度の基本方針をきめてからいろいろな個別的な立法をしていくべきであります。その点は先ほど申ししたと思うのですが、総合的な見地を一応たな上げておいて、これを一方的に解決していくということはやはり望ましくない、根本方針をきめていっていただきたいというつもりであります。

○濱野昇君 かさ上げ請求権も一定量のこれだけの水を貯留する権利があるということになれば、たとえば底が押まつきてそれだけ貯留できない、あるいは上流の状況が變ってきてそれがたまつて貯留できることになつてきたといふことになると、この設定権に言わわれている一定の水量というものを確保するためには請求ができるということになつたといふのじやないかと思うのですが、先生のお先ほどのお考えであれば。

○参考人(加藤一郎君) 今の砂がたまつてきて、貯水量が減るといらぬることは、これはダムの計画に本来内在する問題だと思うのです。ですからそれは当然本来予定されていることですのであります。それで貯水量が減つたからといって、その分をよこせといふことは言えない。それは計画の中に当初から入っているものであると私は考へております。

○斎藤昇君 そういう事柄がダム設定権者の設定する場合に最高の水位、最低の水位、それから一定の量といふのがござりますね。これに自然の変化がきても、当然予見し得る自然の変化であればいい、こういふ御見解ですか。

○参考人(加藤一郎君) 大体そういう見解でござります。

○斎藤昇君 それから特定の用途とするダム使用権者のもとに確保する水量が少くなつてくる。そうすると田畠時で非常に水が要るといつても、その水を流すな、こういう差しとめができるわけですか。

○参考人(加藤一郎君) それは一応協定作規則などで下流の灌漑用水としてだけのものを放水するといふようなことがきめられるのじやないかと、

の点はよくわかりませんけれども、田  
いりますが、大体操作規則は協議をして  
り、意見を聞いたりしてきめることにな  
る。それで大体やっていくんで、實  
際差しとめが問題になるようなことは  
非常にまれだと思いますが、たとえば  
一応協議して作った操作規則に違反す  
て何らかの行為がなされるというよ  
な場合のことを主として考えていると  
けであります。

○斎藤昇君 そうすると、その操作規  
則をよほど注意してからぬといふか  
ということですね。操作規則と別個に  
最高、最低の水位、一定の量、こうう  
めても、操作規則によってそれが變更  
され得るという、そういう御解釈でよ  
か。

○参考人(加藤一郎君) 結局操作規則  
が具体的な運用方針をきめることにな  
ると思うのです。一応操作規則によ  
てやれば、これは合法的だ。

○斎藤昇君 そいつたしますと、たゞ  
いまおっしゃるような、何といいます  
か第二条の第二項からくるいわゆる請  
求権みたいな、そういうダム使用権  
してでなくて、操作規則違反とか、こ  
ういう別個の契約違反みたいな事柄  
じやないのですか。言葉をかえて言  
ば、ダム使用権は第三章に掲げてある  
のが内容で、それ以外にそういうダ  
ムの使用権自身から起つてくる請求権、よ  
りは債権的なものは、この法律から  
は生まれてこないのだ、こういう解釈  
にはなりませんか。

○参考人(加藤一郎君) 操作規則は  
応の基準だと思います。ですから操  
規則に合つていれば一応合法的だ  
言つていいと思うのですが、操作規則  
かりに書いてないことであつても、

思ふに使用権が何らかの形で侵害される場合には妨害排除権を持ち、また債権的なものだといったしますと、操作規則に違反しても必ずしも当然に妨害排除権が出てくるとは限らない。損害賠償権は出るかもしませんが、妨害排除権となりますと、やはりここに約関係があるとも言えないのであります。そういう点でやはり本質が物権になりますから、契約関係とも言えます。それに違反しても直ちに差しと請求権があるとも言えないと思うのです。操作規則は一応建設大臣がきめることがありますから、契約関係とも言えます。それにも違反しても直ちに差しと請求権があるとも言えないと思うのです。そういう点でやはり本質が物権になりますから、操作規則にいうことになりますと、操作規則に反すれば差しとめ規定がある。操作規則に程にかりに触れていない点について害が起ればやはり妨害排除という意での差しとめ請求権のようなものがあります。そういうふうに考えております。

○田中一君　たとえば私が心配するは、第三十一条の操作規則にしてある。これは一方的に建設大臣がきめらる。これもせめてその地点にやるのと、かりに百歩譲つて納得づくでやたとしても、納得の上に立つて前段きまつたといらものならば、納得づくでいう前提でありますから、せめて操作規則ぐらはいは合意によつてきてるということが正しいのじやないかと思うのですが、その点はどうなのでしょうか。

になれば、これは下流にそれが被害を与えるというおそれも考えられるので、そういう面からでき上つたあとでの操作規則については、これを建設大臣が責任をもつてやつてもいいたいと存じております。これは先ほど野間さんもわざと触れられましたが、たとえば電気事業者は自分の方の電気のことを主として考えて洪水調節ということはあまり考へないという面もあるわけでございまして、その点は、むしろこちらの方は建設大臣にうまくやつてもらつてもいいのではないかという考え方を持っております。

○田中一君 そろそろと、今的基本的な計画の方は同意が必要ということであつて、操作規則の場合にはまかせてもいいじゃないかということです。

○参考人(加藤一郎君) 法文の体裁としては、どちらも協議で一応いいのではありませんが、その気持は、基本計画の方はむしろ同意に近いような協議、それから一度できたものは、操作規則を作らず、ほつておくということはできないと思ひますから、こちらの協議が整わなければ、これもできるだけ話し合いでやついただきたいと思いますが、整わなければ、建設大臣がやるものやむを得ないと思うが、今は同意ができないような場合は、暫定的な何か操作規則みたいなことでは建設大臣がやることだと思ひます。

○参考人(加藤一郎君) もう一度だめ押的に伺いますが、第二条の第二項に、ダム使用権とは、多目的ダムによる一定量の流水の貯留を一定の地域において確保する権利と、こう書いてあります。そ

して第十八条の第一項の第二号では、ダム使用権により貯留が確保される流水の最高及び最低の水位並びに量とあります。そこで、ただダム使用権といふものは権利がなければ特定目的のため水が使用できない。この権利がある場合に入つたり、あるいは譲渡できるというだけならばよろしいが、

そのほかの債権的の請求権もあるのだという解釈をされますと、かさ上げ規則に反しておろうと、おるまいと、とにかく一定の量というものが確保されない、そこで確保する措置をそれとか、されなかつたための損害賠償をよこせといふようなことが出てくるようになりますと、私は常識的には加藤教授のおつしやるような解釈になるようになりますと、私は常識的には加藤教授の文が作られることが望ましいのですけれども、請求権があるのだと、第二条の二項から見ますと、ありそんに見えますが、そうすると、そういう請求権があつて、そういう請求を裁判所に起訴いたします。この書き方ではそれはできませんか。

○参考人(加藤一郎君) 今の物件の請求権があるかどうかという問題でございますが、これはやはり侵害は違法のものでなければならない。違法の侵害に対して妨害排除ができるということだと思うのです。操作規程というものがあれば、これはやはり侵害は違法のもので、本来ダム使用権を無にするようなものであれば、その使用規程自体

が違法だということもあるいは起り得るかもしれません、常識的に言えは、そういうことはあり得ない。そういう意味で操作規則に従えば一応合法的である、ここには違法な侵害がないといつていいかと思うわけでござります。

○田中一君

ここの一覧の「一般の先取特権及び抵当権の目的となるほか」、これ

はほかに何がありますか。

○参考人(加藤一郎君) 質権とかそ

うものも考えられるわけでございま

す。それからそのほかには、まあ一番

考えられるのは質権だと思うのです

が、そのほかにも質借権なども考えら

れますね、あるいは使用借権ですね、

そういうようなものを法律的には考

えられるわけでござります。

○理事(岩沢忠恭君) それでは参考人

に対する質疑はこれをもつて終りとい

たします。長い間どうもありがとうございました。

ちょっと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○理事(岩沢忠恭君) 速記を始めて。委員会はこれをもつて散会いたしました。

午後四時二十四分散会

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、特定多目的ダム法案(予備審査のための付託は三月六日)